

身体拘束等の適正化のための指針

株式会社 フェイス

児童ルーム たっちキッズ

1. 身体拘束の考え方

「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待であり、身体拘束が日常化することが更に深刻な虐待事案の第一歩となる危険がある。

(1) 身体拘束の原則禁止

身体拘束は利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。したがって、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体拘束の解消に向けた意識を持ち、身体的・精神的に影響を招く恐れのある身体拘束は、緊急やむを得ない場合を除き、原則として実施せず、身体拘束をしない支援の実施に努めていく。

(2) 身体拘束に関しての基本的な考え方

- ① 身体拘束廃止を実現する取り組みは、支援の質向上や生活環境改善のきっかけとなるものであり、取り組む過程で提起された様々な課題を真摯に受け止め、よりよい支援の実現に取り組む。
- ② 身体拘束廃止を実現するためには、管理者や職員だけでなく、利用者家族が正確な事実認識を持ち、一緒に取り組んでいくことが重要である。
- ③ 身体拘束は、その制限の程度が著しく強い場合において、二次的・三次的弊害（身体的・精神的・社会的）が生じる恐れがある。あくまでも代替方法が見出されるまでのやむを得ない処置として行われる行為の制限であり、できる限り早期に他の方法に切り替えるよう努める。

(3) 拘束を行う基準について

やむを得ず身体拘束を行う場合には、以下の3要件をすべて満たす必要があり、その場合であっても、身体拘束を行う判断は組織的かつ慎重に行う。

① 切迫性

利用者又は他の利用者等の生命、身体又は権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。「切迫性」を判断する場合には、身体拘束を行うことにより利用者の日常生活等に与える影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要となる程度まで、利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要がある。

② 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替える支援の方法がないこと。「非代替性」を判断する場合には、いかなる場合でもまずは身体拘束を行わず支援するすべての方法の可能性を検討し、利用者等の生命又は身体を保護するという観点から他に代替手法が存在しないことを複数の職員で確認する必要がある。また、拘束の方法も利用者の状態像等に応じて最も制限の少ない方法を選択しなければならない。

③ 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。「一時性」を判断する場合には、利用者の状態像等に応じて必要な最も短い拘束時間を想定する必要がある。

(4) 日常的支援における留意事項

身体拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組む。

- ① 利用者主体の行動・尊厳ある生活になるよう援助する。
- ② 言葉や応対等で、利用者の精神的な自由を妨げない。
- ③ 利用者の想いを汲みとり、利用者の移行に沿ったサービスを提供し、他職種協働で個々に応じた丁寧な対応に努める。
- ④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的、精神的）を安易に妨げない。
- ⑤ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか常に振り返りながら利用者の主体的な生活を援助する。

2. 身体拘束廃止に向けた体制

(1) 身体拘束廃止・適正化検討委員会の設置

身体拘束の廃止に向けて身体拘束廃止・適正化委員会を設置し、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

本人・他利用者の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順を踏まえて行うこととする。ただし、判断は担当の職員あるいはチームで行うのではなく、施設全体で判断する。

3. 身体拘束廃止・適正化のための職員教育、研修

支援に携わる全ての職員に対し、身体拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図り職員教育を行う。

4. 情報開示およびその他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

本指針は、当施設内掲示場所に掲示・掲載するとともに、利用者等からの閲覧の求めには速やかに応ずる。また、ホームページにも公表し、いつでも閲覧できる状態にすることで、利用者・家族等に身体拘束廃止への理解と協力を得ながら、身体拘束等の適正化の積極的な推進に努める。